

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和 八 年 九 月 二十八 日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
西條耳鼻咽喉科医院	福島市笹谷字中田五―二	令和八年十月一日
しおや眼科	福島市置賜町五―二六	令和八年十月一日
いのまた整形外科	福島市笹谷字中谷地一三番四	令和八年十月一日
あさかの杜クリニック	郡山市安積町成田字漆山五〇	令和八年十月一日
山下内科胃腸科医院	郡山市方八町二丁目一六―一一	令和八年十月一日
一般財団法人 脳神経疾患研究所 附属 南東北がん陽子線治療センター	郡山市八山田七―一七二	令和八年十月一日
うちだ泌尿器・腎クリニック	郡山市島一丁目一七番六号	令和八年十月一日
ニュータウン腎・内科クリニック	いわき市中央台高久二―二六―二	令和八年十月一日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人 たねだ内科クリニック	いわき市内郷御厩町三―八二―二	令和八年十月一日
吉田まさふみ整形外科	いわき市平字仲間町七六	令和八年十月一日
森のこどもクリニック	いわき市植田町月山下六二番地の八	令和八年十月一日
西山眼科医院	いわき市四倉町字西三丁目六番地一	令和八年十月一日
さとう心療内科	須賀川市山寺町三七番地	令和八年十月一日
山田クリニック	須賀川市大字越久字三斗内七五―一	令和八年十月一日
国分内科クリニック	須賀川市中宿四四五番地	令和八年十月一日
わたなべ胃腸内科	相馬市大曲字大毛内七七―一	令和八年十月一日
こいずみクリニック	南相馬市原町区大町三―七七	令和八年十月一日
レディースクリニックはらまち	南相馬市原町区西町二―七―一	令和八年十月一日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
おがたメンタルクリニック	南相馬市原町区旭町一―四六一	令和八年十月十四日
あづま脳神経外科病院附属 ほばらクリニック	伊達市保原町大泉字小作逢一五―一	令和八年十月一日
大泉ほんだクリニック	伊達市保原町大泉字大地内一三五番地二	令和八年十月一日
医療法人梨の樹会天栄クリニック	岩瀬郡天栄村大字飯豊字上原三二	令和八年十月一日
こばやしファミリークリニック	大沼郡会津美里町字高田道上二八四―一	令和八年十月一日
(医) 邦論会とみおか診療所	双葉郡富岡町中央三丁目七〇番地	令和八年十月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和 八年 九月 二十八 日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人明隆会遠藤歯科口腔外科クリニック	福島市東中央一丁目一五番地六	令和八年十月一日
ニコニコ歯科医院	郡山市安積町成田字高田七三一	令和八年十月四日
Kid's Dental Clinic BREEZE	郡山市富久山町久保田字伊賀河原八四―三	令和八年十月一日
エムズデンタルクリニック	郡山市安積町長久保二丁目七―九	令和八年十月二日
永井歯科医院	郡山市富久山町八山田字稻荷林二六番地一一	令和八年十月一日
アップル歯科医院	郡山市富久山町福原字福原三の二	令和八年十月一日
木村歯科クリニック	いわき市小名浜字後宿一八一	令和八年十月一日
医療法人成和会 かしまひるた歯科医院	いわき市鹿島町下蔵持字里屋八一	令和八年十月一日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人 香雪歯科	いわき市平赤井字笹目田一〇一六	令和八年十月一日
しんデンタルクリニック	いわき市中央台高久二丁目一一番五	令和八年十月一日
城東歯科クリニック	いわき市平字九品寺町一番地の一四	令和八年十月一日
遠藤歯科医院	田村市滝根町神俣字町五六	令和八年十月一日
沖田歯科クリニック	南相馬市原町区南町三丁目九七―八	令和八年十月十一日
医療法人白耀会 くまがみ歯科医院	南相馬市原町区桜井町一―一二九	令和八年十月一日
近内歯科医院	石川郡石川町字南町五九番地二	令和八年十月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和 八 年 九 月 二十八 日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
つばさ調剤薬局	郡山市大槻町字上町四五	令和八年十月一日
あすなる調剤薬局 富田店	郡山市富田町字町畑四四―一	令和八年十月十四日
あゆみ調剤薬局	白河市大信町屋字町屋一〇七―二	令和八年十月一日
ベース薬局 鹿島厚生病院前店	南相馬市鹿島区横手字川原五―二	令和八年十月一日
有限会社しみず薬局保原店	伊達市保原町二井田字秋切一―一	令和八年十月一日